○湯沢市営野球場使用料(令和元年10月改定)

名		一	法 田率	北大学、京几	供 . フコ	四明佳用加管娟
		区分	使用料			照明使用加算額
称				アボー	ド使用加	(稲川野球場の
				算額		み)
稲	アマチュアスポーツに		1時間につき	1 回	につき	1 時間につ
Щ	使用する場合		1,030円	1,030₽	9	き 4,180円
野	その他	営利を目的とし	1時間につき			
球	の催物	ない催物である	1,030円			
場	に使用	とき				
及	する場	営利を目的とす	1 時間につき			
び	合	る催物であると	10,470円			
雄		き				
勝						
野						
球						
場						
皆	アマチュアスポーツに		1 時間につき	1 回	につき	
瀬	使用する場合		520円	520円		
野	その他	営利を目的とし	1 時間につき			
球	の催物	ない催物である	520円			
場	に使用	とき				
	する場	営利を目的とす	1 時間につき			
	合	る催物であると	5,230円			
		き				
						l \

備考 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、当該端数を1時間として計算する。